

令和7年度 課外部活動について

いちき串木野市立生冠中学校

《部活動の定義》

部活動は、主として放課後または週休日・祝日の学校が定める時間外に、体育的・文化的活動を愛好する生徒が集まり、顧問教職員の指導を受けながら、技能の習得・向上さらに心身の鍛練とその健全な育成を目指す同好者の自主的、自発的集団活動である。

《部活動の目標》

全部員が部の目標に向かってお互いに協力し、相互に切磋琢磨しながら技能の向上を目指し、また礼儀作法などのマナー等も身につけ、人間性の向上をはかる。

1. 部の設置・・・・・・設置については1年ごととし、設置部は年度当初に決定する。合同チームありきでの部の設置は認めない。(継続して出場人数に満たない場合)

2. 組織

- (1) 設置部・・・・陸上競技部、男子バレーボール部、女子バレーボール部
- (2) 部活動顧問会・・・・校長、教頭、各部顧問、生徒指導部、保健体育科

3. 指導者

指導者は原則として生冠中学校の職員であること。ただし、部外者にコーチを依頼するときは顧問会で協議し、学校長の承認を必要とする。中体連大会においては学校職員以外の大会引率はできない。

また、外部コーチの期限は年度更新とし、継続する場合は、年度当初の顧問会で承認を受ける。

4. 活動

- (1) 顧問と部員が話しあい、年間活動計画を作成し、それに基づき規則正しく活動する。
- (2) 練習・試合等を行う場合は、必ず顧問(指導者)がついていることを原則とする。やむを得ず顧問不在の場合は、他の責任の負える学校職員に委嘱する。
- (3) 合宿等を実施する場合は、計画書を学校長に提出し、承認を得ること。

5. 活動時間(完全下校時刻:校門を出る時刻)

- (1) 完全下校時刻は次の通りとする(活動終了時刻は()内の時刻になる)。
4月～10月新人戦・・・・・・ 18:00 (17:45)
10月新人戦後～3月・・・・・・ 17:30 (17:15)
※活動時間は、平日2時間、週休日3時間、土曜授業実施日は3時間以内とする。
- (2) 完全下校時刻が著しく守れない場合には、顧問会の協議により罰則規定を設ける場合もある。(下校後に寄り道をしてすぐに帰らない場合も同様)
- (3) 練習
 - ① 1週間に2日は、必ず休養日を設けること。(原則週休日に1日、平日1日)
 - ② 期末テストについては5日前から、中間テストについては3日前から原則として練習を全面中止とする。ただし、【大会】が迫っている部については、職員会議等で承認を得て30分程度の練習を認める。※【大会】とは、あらゆる公式戦とする。
 - ③ 中体連の大会及び県大会等3週間前から、各部独自の体力タイム実施を可能とする。

6. 練習時の服装と更衣

練習時の服装は、体育服または部の定めたものとする。部活で着用する服は、他の時間(学校行事・体育の授業・昼休み)には着用してはならない。更衣の場所は、部顧問の指定する場所とし、活動用具や更衣物は一括して整然と置く。尚、貴重品は必ず顧問教職員または責任の負える教職員に預けるようにする。

7. 土日の練習の持ち方（練習する場合）

- (1) 昼食をはさまずに、午前か、午後の3時間以内を原則とする。ただし、練習会や練習試合においては、この限りでない。夏季休業中は、熱中症予防等を十分に配慮し、2時間30分以内を目安とする。
- (2) 練習試合等で昼食を持参する場合は、顧問の許可を得て決められた場所で行う。

8. 自転車使用（土、日曜、祝日等の練習時）

- (1) 自転車通学生以外の自転車利用は、原則として認めない。
- (2) 平日と同じく、自転車は所定の場所(自転車小屋)に停めること。
- (3) 自転車走行時は、ヘルメット及びタスキを必ず着用することとし、道路左側を走行する。

9. 下校

- (1) 練習終了後は、買い食いや寄り道などをせず、速やかに下校する。
- (2) 可能な限り、2人以上で安全な明るい道を選んで下校する。

10. 入部・退部

- (1) 入部については、「入部届」を各部顧問から受け取り、必要事項を記入・押印し担任の承認印を受けた後、顧問へ提出する。正式入部と見なすのは、年度当初の顧問会以後、入部届が顧問に受理された段階とする。
全員に入部届を配布→必要事項を記入・押印→担任の承認印→顧問へ直接提出
- (2) 1年生は、生徒会校エンゲージン（入部届配布）以降2週間程度を体験入部期間とし、入部届提出翌日から正式入部とする。2・3年生も必ず入部届を提出すること。
- (3) 退部については、生徒・保護者による「退部届」を提出し、部顧問が決定し、校長が承認する。
- (4) 一時休部については、年度内の復帰を顧問判断により認めるが、退部については年度内の同一部への再入部は認めない。

11. 活動停止

部活動はスポーツや文化的な活動を通して、人間形成を大きな目的とするため、本校の規則並びに部活動の申し合わせ事項に著しく反した場合や問題行動等があった場合、部活動顧問会に諮り、活動停止・退部をさせることもある。個人はもとより、部全体に及ぶこともある。

12. 試合・練習試合

- (1) 試合・練習試合の予定は顧問が前もって学校長か教頭に知らせる。
- (2) 大会参加にあたっては、部活で決められた服装等を守るとともに、染髪・眉そりやピアス等装飾具を装着しての参加は認められない（中体連の規定として定められており、違反した場合には試合に出場できない）。
※装飾具・装身具にはミサンガ・肩こり解消ネックレス・ブレスレットも含む。

13. その他

- (1) 積極的参加を奨励するが、地域行事のある場合は、そちらを優先する。
- (2) 練習終了後は、道具の片づけをすること。施設用具は大事に扱い、破損した場合は顧問に申し出ること。
- (3) 暴力、しごき、制裁、無断の休み等は絶対にしないこと。休むときは、必ず理由をそえて届けること。
- (4) 部活動は遊びやレクリエーションではないことを認識すること。
- (5) 学業との両立を図るよう努力すること。
- (6) 合同チームの活動については、県・地区の中体連の規定に準ずる。